

国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税（国保税）の税額は、世帯単位に所得割額・資産割額・均等割額・平等割額を合計した額で、納税義務者は世帯主になります。

❖税の算定方法の変更等

国保税のうち医療分と後期高齢者支援金分の課税限度額が変更になりました。

●税の計算方法

	計算基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (変更なし)
所得割	前年中の所得	税率 6.15%	税率 1.55%	税率 1.57%
資産割	今年度の 固定資産税額	税率 20.00%	税率 5.00%	税率 6.10%
均等割	加入者 1 人当たり	22,600円	5,600円	8,300円
平等割	1 世帯当たり	※ 23,000円	※ 5,800円	4,400円
課税限度額	1 世帯当たり	変更前	変更後	100,000円
		470,000円	500,000円	
		変更前	変更後	
		120,000円	130,000円	

※国保から後期高齢者医療へ加入者が移動したことにより、残った国保の被保険者が 1 人となった世帯（特定世帯）は、後期高齢者医療に移動した日の世帯主と世帯員の関係が変わらずに継続している場合は、医療分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。

●基本的な考え方

◇合計額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額となります。

◇年の中途中で加入・脱退があった場合、加入期間に応じて月割計算します。

❖軽減措置

世帯の所得が、一定の所得に満たない場合は、均等割と平等割を軽減します。ただし加入者全員の所得申告が必要です。

❖特例対象被保険者等に対する軽減

平成 21 年 3 月 31 日以降に“倒産・解雇などによる離職”や“雇い止めなどによる離職”をした雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者は、申請により国保税の一部を軽減します。

❖減免措置

上記の軽減を受けられない場合で、失業などで世帯の所得の見積もりが前年の半分以下になるとき、あるいは天災など特別な事情により国保税の支払いが困難なときは、申請により一定の要件に該当すれば、国保税の一部もしくは全部を減免します。

❖年金からの特別徴収

次のすべてに該当する場合は、国保税が年金からの特別徴収（年金からの引き落とし）となります。

① 65 歳から 74 歳までの国保加入者が世帯主

② 国保加入者全員が 65 歳以上の世帯

③ 年額 18 万円以上の年金を受給している世帯主

④ 介護保険料と国保税の合計額が、年金の額の 2 分の 1 以内の場合

※国保税を口座振替で完納している世帯の場合は、特別徴収は行わず、口座振替とします。

※今年度中に 75 歳になり後期高齢者医療へ移行する世帯主は、普通徴収（納税通知書で納付）とします。

※特別徴収は、申請により普通徴収に変更できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

❖問合せ先

市民課保険年金係（☎ 47 - 1036）